

新入社員の「試用期間」で 起こりがちなトラブル防止のために ～「試用期間」の法的な意味と労務管理の留意点～



採用時に3カ月から6カ月程度の試用期間を設けて労働者と雇用契約を締結する企業が多いと思われます。今回のセミナーでは、「試用期間」の法的な意味や試用期間中における紛争事例等の紹介、試用期間中の労務管理のポイントなどを弁護士・社会保険労務士がわかりやすく解説いたします。

日時 2月21日(金)

13:20～13:40 受付 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
13:40～14:25 セミナーⅠ 14:25～14:35 休憩
14:35～15:20 セミナーⅡ 15:20～16:20 グループ・コンサルティング

会場 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室
(大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR 東西線「北新地駅」より徒歩 1 分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩 2 分
- JR 東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩 4 分



定員 30名 (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。

お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

セミナー内容

13:40～14:25 **試用期間の法的な意味と起こりがちな問題**

セミナーⅠ

講師 中辻 史記 関西圏雇用労働相談センター代表弁護士
弁護士・社会保険労務士 (リード総合法律会計事務所)

14:35～15:20 **試用期間中、期間後の労務管理の留意点**

セミナーⅡ

講師 竹内 里恵子 関西圏雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士 (ゆいえ(結恵)労務サポートオフィス)

15:20～16:20 **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

参加
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(2月21日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談
サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局

TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室

E-mail info@kecc.jp ホームページ <https://kecc.jp> KECC 検索

相談・お問合せ対応時間 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。



労務のイロハ

KECC

関西圏雇用労働相談センター